

第32号議案

通学区域の調整について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第11号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年8月24日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則第2条第3項の規定により、通学区域の調整を行おうとするものである。

京都府教育委員会告示第●号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第2条第3項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、令和3年度第1学年入学者に適用する。

令和2年8月28日

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏	京都府立綾部高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京都府立西城陽高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京都府立久御山高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））、京都府立鳥羽高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））及び京都府立亀岡高等学校（普通科（美術・工芸専攻））の通学区域を除く。）	京都府立洛北高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京都府立鳥羽高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京都府立亀岡高等学校	普通科（美術・工芸専攻） 15人以内
京都市・乙訓通学圏	京都府立北桑田高等学校	普通科 12人以内
	京都府立東宇治高等学校	普通科 28人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立洛北高等学校	普通科 80人以内
府の区域の全部（京都府立城南菱創高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立城南菱創高等学校	普通科 80人以内

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。